



人員、設備、運営基準の改正案の概要について

人員、設備、運営基準の改正案の概要がまとまりました。介護給付費分科会は、平成 30 年 4 月からの介護報酬改定にあわせて行う人員、設備、運営基準の改正案を了承し、これを受け、厚生労働省は 12 月 1 日よりパブリックコメントを開始しました。(12 月末日まで意見を受付) 以下に、主だったサービスの改正点について記載します。

なお、同時並行的に検討が進められている報酬改定の改定案については、平成 30 年 1 月末か 2 月初旬頃に決定される予定です。

(★) は介護予防も同じ処置を講ずる場合

人員、設備、運営基準の見直し案の概要

訪問介護

①サービス提供責任者等の役割や任用要件等の明確化

- ア 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- イ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

②共生型訪問介護

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

訪問リハビリテーション

①訪問リハビリテーションにおける専任の常勤医師の配置の必須化(★)

指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に事業所の医師が診療する必要がある。このため、指定訪問リハビリテーション事業所に専任の常勤医師の配置を求めることとする。

通所介護

①共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護

共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する

福祉用具貸与

①機能や価格帯の異なる複数商品の提示等(★)

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務付ける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること

居宅介護支援

①医療と介護の連携の強化(★)

ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づける。

居宅介護支援(つづき)

- イ 平時からの医療機関との連携促進
- i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。
 - ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。

③質の高いケアマネジメントの推進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

④公正中立なケアマネジメントの確保(★)

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。

⑤訪問回数の多い利用者への対応

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。

(※)「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携(★)

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

出典：厚生労働省 社保審-介護給付費分科会資料 第154回(H29.12.1) 資料3より

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000186699.pdf



社会保険労務士法人インフォ・テック を設立しました

介護事業に対応した労務サービスや各種申請サービスをご提供するため、社会保険労務士法人インフォ・テックを設立しました。是非、ご活用下さい。お問合わせは下記までご連絡下さい。

TEL：06-6975-5655 FAX：06-6975-5656 担当(代表) 社会保険労務士 西岡 大介

ついに始動!

社会保険労務士法人 インフォ・テック

事業所指定
申請代行

就業規則作成
(処遇改善加算新設 I 対応)

社会保険
手続代行

給与計算

この度「社会保険労務士法人インフォ・テック」を開設しました。

介護事業に対応した就業規則の整備や、労働管理などの専門性の高い労務支援サービスはもちろん、

「実地指導対策」や「介護事業会計支援」、「加算取得支援」など他の社労士法人ではできない

介護事業所に特化したサービスを提供してまいります。

株式会社インフォ・テック TEL:06-6975-5655 FAX:06-6975-5656